

東大阪市消防局

高機能消防指令センター整備事業について



東大阪市消防局について

1 概要

- 1本部 3消防署 3分署 9出張所
- 市域面積、61.78k m²
- ほぼ平野部であり、指令センターも市域の中心部に存在



2 指令システム

- A社製（Ⅲ型）からB社製（Ⅲ型）へ更新（消防OAシステム含む）

3 デジタル無線システムについて

- A社製のデジタル無線システムを使用
（平成30年以降も継続使用）
- 1基地局（非常送）
- 基本運用は1対nの音声通信

整備事業の体制及びスケジュールについて

1 平成26年度 更新事業に関する基礎調査

従事職員 3名（兼務）

2 平成27年度 更新事業の設計

従事職員 4名（専従）

3 平成28年度 整備事業者選定の実施、契約及び整備

上半期 従事職員 4名（専従）

下半期 従事職員 3名（専従）

4 平成29年度 構築

従事職員 3名（兼務1名、専従2名）

整備事業の体制及びスケジュールについて

1 平成26年度 更新事業に関する基礎調査

- ・ 消防局の職員が通常業務と兼務して実施
- ・ 平成27年度のシステム設計業務実施のため
同設計業務委託料の予算要求を行う

⇒ 予算配当見送り

整備事業の体制及びスケジュールについて

2 平成27年度 更新事業の設計

- ・ 消防局の職員でプロジェクトチームを組む
- ・ プロポーザルの準備
- ・ 要求水準書（調達仕様書）の作成

整備事業の体制及びスケジュールについて

3 平成28年度 整備事業者選定の実施、契約及び整備

- ・ プロポーザルで業者選定を行い、契約完了までは前年度に引続き4名のプロジェクトチームで実施
- ・ 契約完了後はプロジェクトチーム3名と担当課室から代表者を1名ずつ選出し、通常業務と兼務でシステム構築の打ち合わせを行う

整備事業の体制及びスケジュールについて

4 平成29年度 構築

- 運用を行う通信指令室を主として細部調整を行いながらシステム構築を進める
- 2月末日に旧システムから新システムの切替えを行う
- 平成30年度4月1日から新システム本運用開始

平成27年度 整備事業の実施設計について

指令メーカーの複数参入をポリシーとして設計作業に入る

- 1 調達方法の検討
- 2 情報提供依頼（RFI）による情報収集
- 3 既存のデジタル無線システムと新指令システムとの接続問題
- 4 要求水準書（調達仕様書）の作成

平成27年度 整備事業の実施設計について

1 調達方法の検討

調達はどうするか 買取り or リース ?

- ⇒ システムは買取り調達
- ⇒ 保守は単年度契約

平成27年度 整備事業の実施設計について

2 情報提供依頼（RFI）による情報収集

主な収集項目

- ・ 指令システムやOAシステムに関する内容
- ・ 既存のデジタル無線システムとの接続に関する内容

平成27年度 整備事業の実施設計について

3 既存のデジタル無線システムと新指令システムとの接続問題

- ・ 情報提供依頼（RFI）による情報収集の結果
最重要課題は、既存のA社製デジタル無線システムとA社以外の指令システムメーカーとの接続について、要求水準書（調達仕様書）の内容如何によっては、複数の指令メーカーの参入が見込めないことが判明

平成27年度 整備事業の実施設計について

4 要求水準書（調達仕様書）の作成

- ・ 特定指令メーカーしか実現し得ない機能に限定しないよう要注意
- ・ 既存のA社製デジタル無線システムとの接続において、A社にしか成しえない指令システムの仕様にならないよう要注意
- ・ 既存のA社製デジタル無線システムとの接続に関して、さらに深く情報収集を行う

無線と指令の接続問題

1 既存のデジタル無線メーカーへの情報提供依頼

- A社製デジタル無線システムとA社製指令システムの接続に関すること
- A社製デジタル無線システムと他社製指令システムの接続に関すること

A社製デジタル無線システムと指令システムとの接続に関する問題点を深く追究する

無線と指令の接続問題

2 A社以外の指令システムメーカーへの情報提供依頼

- A社製デジタル無線システムとの接続に関する仕様の必要事項

できること and できないこと

無線と指令の接続問題

3 市の情報システム担当部門への協力依頼

- ・ 各社の情報提供の内容や費用面について妥当性の相談

無線と指令の接続問題の解決策

1 接続に関することの明確化

- A社製デジタル無線システムと新指令システムの接続に関する契約は東大阪市が別契約で行う
- 接続に関する責任分界点・作業内容の明確化
- 連携機能の明確化

無線と指令の接続問題の解決策

2 高機能消防指令センター整備事業者への対応

- A社製デジタル無線システムのI/Fに接続できるように構築する

3 既存のデジタル無線システム業者への対応

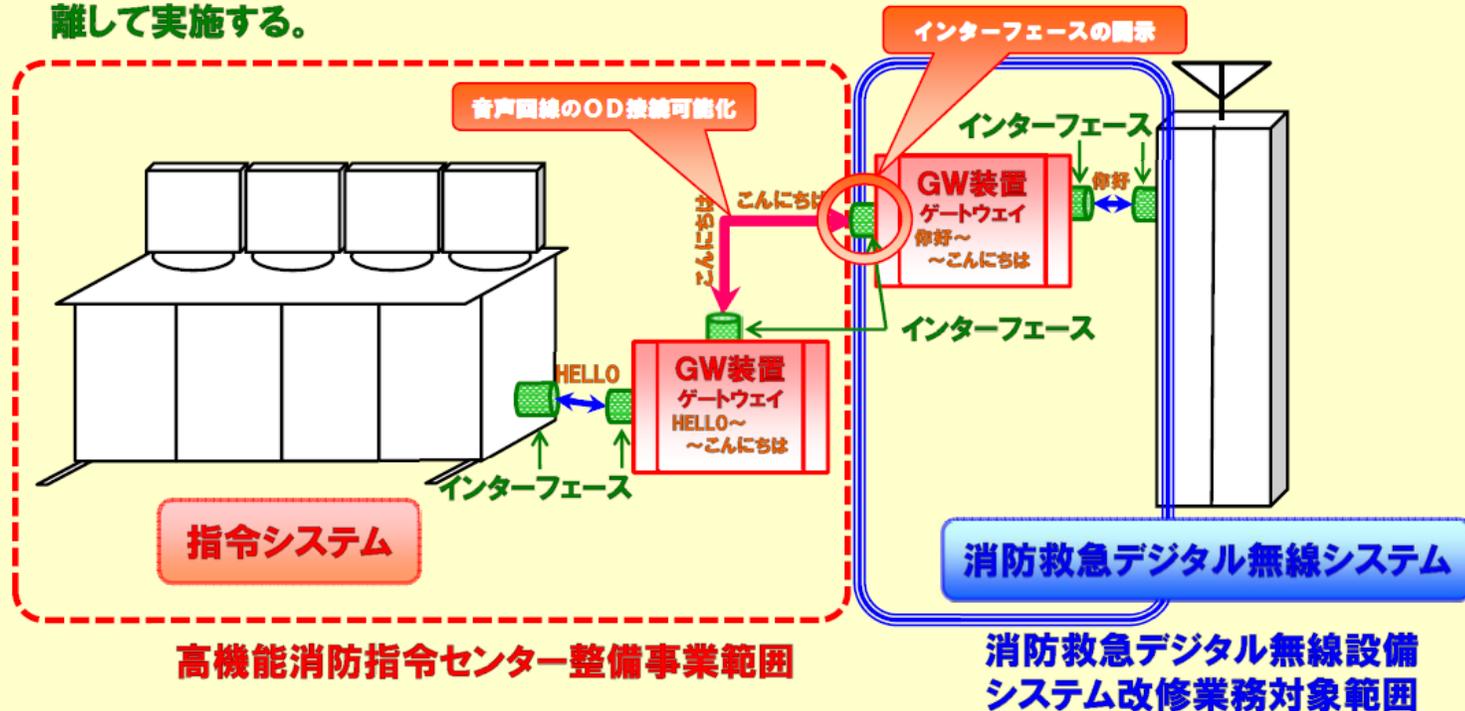
- 新指令システムがI/Fへ接続できるように調整作業を実施する

無線と指令の接続問題の解決策

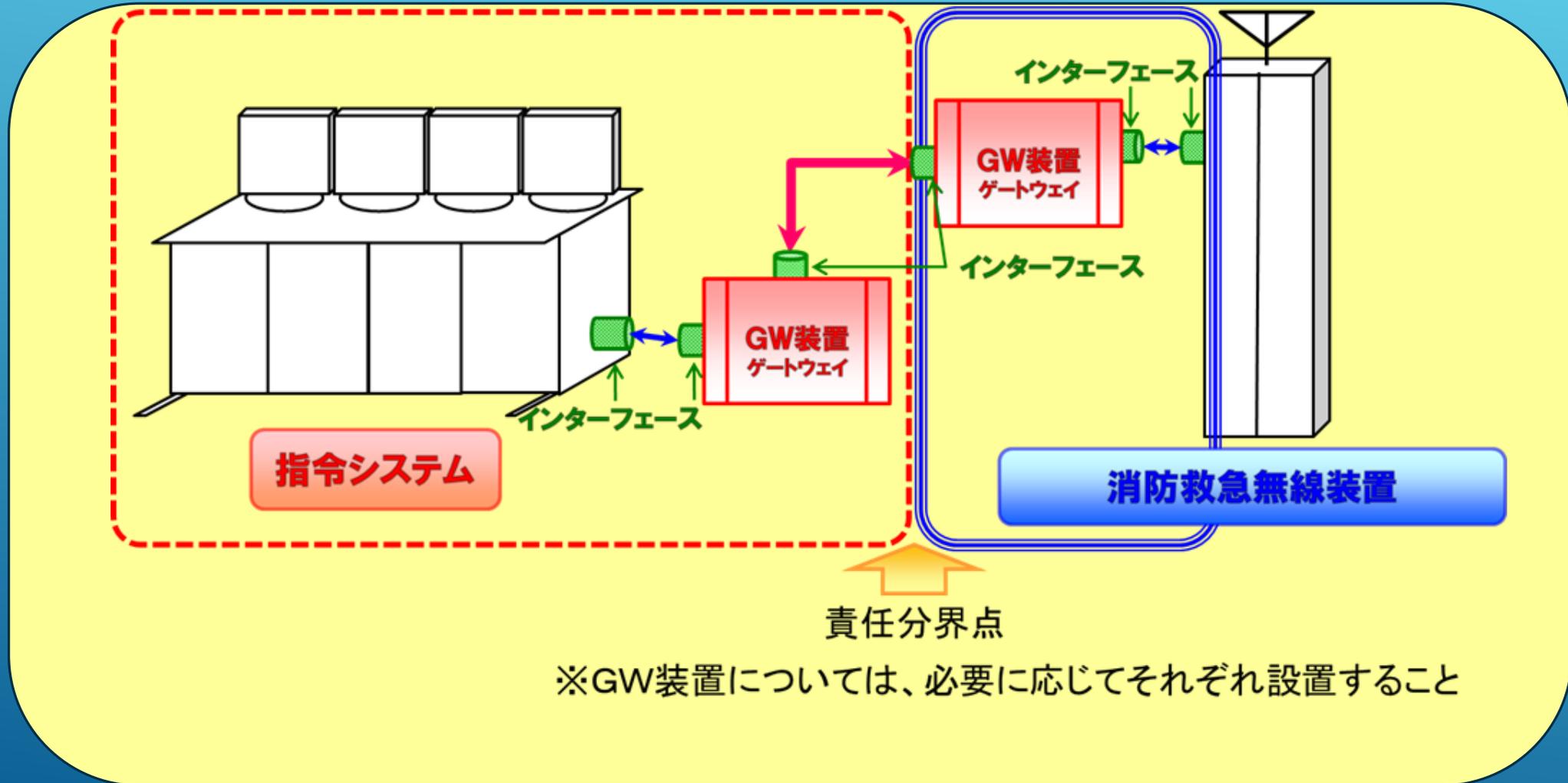
高機能消防指令センター整備事業と 消防救急デジタル無線設備システム改修業務の 対象範囲について

【別図】

※ 高機能消防指令センター整備事業と消防救急デジタル無線設備システム改修業務を分離して実施する。



無線と指令の接続問題の解決策



無線と指令の接続問題の解決策

無線と指令の連携機能

新指令システムでモニタ表示等ができ、

A社製デジタル無線システムを遠隔操作できること

- 1 基本運用は1対nの音声通信
- 2 指令専用線のバックアップ（音声指令）
- 3 セレコール
- 4 有無線接続
- 5 無線波での出動指令

プロポーザルにおける整備事業者選定

プロポーザルにおける整備事業者選定についての要点

- 1 選定委員は、外部有識者4名・市職員3名
- 2 特定の指令メーカーでしか成しえない機能や仕様に特化した評価基準は導入しない
- 3 デジタル無線システムとの連携機能に特化した評価基準は導入しない

プロポーザルにおける整備事業者選定

評価項目基準

- 1 基本事項
- 2 システム等の性能、機能及び操作性に関する事項
- 3 システム等の拡張性、柔軟性に関する事項
- 4 システム等の信頼性、安全性に関する事項
- 5 保守、支援に関する事項
- 6 プレゼンテーションの内容
- 7 追加提案内容
- 8 価格評価内容（導入費用・ランニング費用）

プロポーザルにおける整備事業者選定

プロポーザルにおいて3者の参加があったことは特定の指令システムメーカーに大きな優位性は働かずプロポーザルにおける整備事業者選定として十分に競争の原理が働いたと考えている

プロポーザルにおける整備事業者選定

契約から構築

- 1 B社と指令システムの契約後、既存の無線システムメーカーであるA社と指令・無線の連携に係る機能改修の契約を行う
- 2 当市とA社・B社を交えた調整を経て、無線連携に係るところは指令システム更新前の運用と同等のシステムを構築することができた

東大阪市消防局

高機能消防指令センター整備事業について

ご清聴ありがとうございました

